

昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（抄） （傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	(略)	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	(略)	規格38.1.2及びび38.2に定める方法、規格38.1.2及びび38.3に定める方法又は規格38.1.2及びび38.5に定める方法
(略)	(略)	(略)
六価クロム	(略)	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、 <u>日本工業規格K0170-7の70a)又は(b)に定める操作を行うものとする。</u> ）
(略)	(略)	(略)
硝酸性窒素及び	(略)	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3

項目	基準値	測定方法
カドミウム	(略)	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（ <u>準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。</u> ）
全シアン	(略)	規格38.1.2及びび38.2に定める方法又は規格38.1.2及びび38.3に定める方法
(略)	(略)	(略)
六価クロム	(略)	規格65.2に定める方法
(略)	(略)	(略)
硝酸性窒素及び	(略)	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3

亜硝酸性窒素		43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	
ふつ素	(略)	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～3 (略) 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとする。			

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

- 1 河川
(1) 河川 (湖沼を除く。)
ア (略)
イ

項目 水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
	全	亜	鉛	
類型	(略)	(略)	(略)	(略)

亜硝酸性窒素		又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	
ふつ素	(略)	規格34.1に定める方法又は規格34.1c(注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～3 (略) 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとする。			

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

- 1 河川
(1) 河川 (湖沼を除く。)
ア (略)
イ

項目 水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
	全	亜	鉛	
類型	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法	規格53に定める方法	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
ア (略)
イ

項目 類型	利用目的の適応 性	基準値			該当 水域
		全	窒	素	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法	規格45.2、45.3、 <u>45.4又は45.6</u> に定める方法	(略)	(略)	(略)	X
備考 (略)					

(注) (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法	規格53に定める方法 <u>(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
ア (略)
イ

項目 類型	利用目的の適応 性	基準値			該当 水域
		全	窒	素	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法	規格45.2、45.3 <u>又は45.4</u> に定める方法	(略)	(略)	(略)	X
備考 (略)					

(注) (略)

ウ

項目 種類	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全	亜	鉛	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法		規格53に定める方法			(略)
		(略)	(略)	(略)	

ウ

項目 種類	水生生物の 生息状況の 適用性	基準値			該当 水域
		全	亜	鉛	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）			(略)
		(略)	(略)	(略)	

2 海域

ア (略)

イ

項目 種類	利用目的の適応性	基準値			該当 水域
		全	亜	素	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法			(略)
		(略)	(略)	(略)	X
備考 (略)					

(注) (略)

2 海域

ア (略)

イ

項目 種類	利用目的の適応性	基準値			該当 水域
		全	亜	素	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法		規格45.4に定める方法			(略)
		(略)	(略)	(略)	X
備考 (略)					

(注) (略)

ウ

項目 種類	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全	亜	鉛	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法		規格53に定める方法			(略)

付表 1 ～付表 7 (略)

付表 8 削除

付表 9 (略)

付表 10 削除

付表 11 ～付表 13 (略)

ウ

項目 種類	水生生物の 生息状況の 適用性	基準値			該当 水域
		全	亜	鉛	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
測定方法		規格53に定める方法 <u>(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)</u>			(略)

付表 1 ～付表 7 (略)

付表 8 (略)

付表 9 (略)

付表 10 (略)

付表 11 ～付表 13 (略)